

○船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件（平成二十一年総務省告示第三百十二号）の一部を改正する件新旧  
対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																								
<p>第一 船舶局に備える船舶自動識別装置の技術的条件</p> <p>一 一般的条件</p> <p>1 自動モードにおける情報の送信時間間隔は、静的情報及び航行関連情報の送信においては六分とし、動的情報の送信においては、次表の上欄に掲げる船舶の状態に応じて、それぞれ下欄のとおりであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">船舶の状態</th> <th style="width: 30%;">送信時間間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停泊中又は係留中であつて、速度<del>三ノット以下</del>で動いている場合</td> <td>三分</td> </tr> <tr> <td>停泊中又は係留中であつて、速度<del>三ノットを超え</del> <u>二</u>動いている場合</td> <td>一〇秒</td> </tr> <tr> <td>速度<del>一四ノット以下</del>で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）</td> <td>一〇秒</td> </tr> <tr> <td>速度<del>一四ノット以下</del>で航行中であり、針路変更中の場合</td> <td>三分の十秒</td> </tr> <tr> <td>速度<del>一四ノットを超え</del><u>二</u>三ノット以下で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）</td> <td>六秒</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の状態	送信時間間隔	停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノット以下</del> で動いている場合	三分	停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノットを超え</del> <u>二</u> 動いている場合	一〇秒	速度 <del>一四ノット以下</del> で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	一〇秒	速度 <del>一四ノット以下</del> で航行中であり、針路変更中の場合	三分の十秒	速度 <del>一四ノットを超え</del> <u>二</u> 三ノット以下で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	六秒	<p>第一 船舶局に備える船舶自動識別装置の技術的条件</p> <p>一 一般的条件</p> <p>1 自動モードにおける情報の送信時間間隔は、静的情報及び航行関連情報の送信においては六分とし、動的情報の送信においては、次表の上欄に掲げる船舶の状態に応じて、それぞれ下欄のとおりであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">船舶の状態</th> <th style="width: 30%;">送信時間間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停泊中又は係留中であつて、速度<del>三ノット未満</del>で動いている場合</td> <td>三分</td> </tr> <tr> <td>停泊中又は係留中であつて、速度<del>三ノット以上</del><u>二</u>動いている場合</td> <td>一〇秒</td> </tr> <tr> <td>速度<del>一四ノット未満</del>で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）</td> <td>一〇秒</td> </tr> <tr> <td>速度<del>一四ノット未満</del>で航行中であり、針路変更中の場合</td> <td>三分の十秒</td> </tr> <tr> <td>速度<del>一四ノット以上</del><u>二</u>三ノット以下で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）</td> <td>六秒</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の状態	送信時間間隔	停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノット未満</del> で動いている場合	三分	停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノット以上</del> <u>二</u> 動いている場合	一〇秒	速度 <del>一四ノット未満</del> で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	一〇秒	速度 <del>一四ノット未満</del> で航行中であり、針路変更中の場合	三分の十秒	速度 <del>一四ノット以上</del> <u>二</u> 三ノット以下で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	六秒
船舶の状態	送信時間間隔																								
停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノット以下</del> で動いている場合	三分																								
停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノットを超え</del> <u>二</u> 動いている場合	一〇秒																								
速度 <del>一四ノット以下</del> で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	一〇秒																								
速度 <del>一四ノット以下</del> で航行中であり、針路変更中の場合	三分の十秒																								
速度 <del>一四ノットを超え</del> <u>二</u> 三ノット以下で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	六秒																								
船舶の状態	送信時間間隔																								
停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノット未満</del> で動いている場合	三分																								
停泊中又は係留中であつて、速度 <del>三ノット以上</del> <u>二</u> 動いている場合	一〇秒																								
速度 <del>一四ノット未満</del> で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	一〇秒																								
速度 <del>一四ノット未満</del> で航行中であり、針路変更中の場合	三分の十秒																								
速度 <del>一四ノット以上</del> <u>二</u> 三ノット以下で航行中の場合（針路変更中の場合を除く。）	六秒																								

速度 <del>一四ノットを超え</del> 二三ノット以下で航行中であり、針路変更中の場合	一秒
速度二三ノットを超えて航行中の場合	一秒

2・3 (略)

二〜四 (略)

## 第二 海岸局に備える船舶自動識別装置の技術的条件

### 一 ~~設備規則第四十五条の三の四第二項第一号に掲げるもの~~

- 1 船舶局に対して情報の送信時間間隔を任意に指定することができること。
- 2 チャネル管理メッセージを使用することができること。
- 3 船舶局の送信信号に対してレピータ動作を行うことができること。
- 4 施行規則第六条の五第三号に規定する海上移動業務識別~~(以下「海上移動業務識別」という。)~~を用いて個々の船舶局に対してメッセージを送信することができること。
- 5 一斉回報メッセージを送信することができること。

### 二 ~~設備規則第四十五条の三の四第二項第二号に掲げるもの~~

- 1 ~~一の4及び5の条件に適合すること。~~
- 2 ~~次のいずれかの方式により情報を送信することができるものであつて、各方式で用いる海上移動業務識別は、ITU-R勧告M.585に従うものであること。~~
  - (一) ~~実在方式(対象となる航路標識上に設置された船舶自動識~~

速度 <del>一四ノット以上</del> 二三ノット以下で航行中であり、針路変更中の場合	一秒
速度二三ノットを超えて航行中の場合	一秒

2・3 (略)

二〜四 (略)

## 第二 海岸局に備える船舶自動識別装置の技術的条件

- 一 船舶局に対して情報の送信時間間隔を任意に指定することができること。
- 二 チャネル管理メッセージを使用することができること。
- 三 船舶局の送信信号に対してレピータ動作を行うことができること。
- 四 施行規則第六条の五第三号に規定する海上移動業務識別を用いて個々の船舶局に対してメッセージを送信することができること。
- 五 一斉回報メッセージを送信することができること。

~~別装置から送信するものをいう。)~~

~~(ロ) 擬似方式(対象となる航路標識とは異なる場所に設置された船舶自動識別装置から送信するものをいう。)~~

~~(ハ) 仮想方式(航路標識が実在しない場所に仮想的に航路標識を作るため、近接する陸上に設置された船舶自動識別装置から送信するものをいう。)~~

第三 (略)

第三 (略)

### 附 則

~~この告示は、公布の日から施行する。~~